

## 様式 X-5 【作成上の注意】 日本学術振興会用

「基盤研究（B）」及び「若手研究（A）」の平成24年度以降に採択された研究課題の科学研究費補助金（以下、「補助金という。」）及び学術研究助成基金助成金（以下、「助成金」という。）については、補助金の振込口座として日本学術振興会に登録されている口座に送金します。（「補助金」と「補助金及び助成金」の振込口座を別に登録することはできません。）

このため、交付の申請を行う研究者が所属しており、次の①～④に該当する場合は、様式A-5「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）振込口座届」を作成し、提出してください。

本様式は、これまで補助金を受領したことがない研究機関又は本年度補助金を受領する予定がない研究機関が上記に該当する場合に作成（必要に応じ、以下に記載する所定の手続きを行うこと。）し、日本学術振興会に提出してください。

※「受取名義」とは金融機関に開設されている口座名義と異なる名義での受取りを可能とするために設定する名義のことです。

### ①新たに振込口座を開設する研究機関

研究機関の代表者（大学長、学校法人理事長等）の氏名で金融機関に口座を開設し（※1）、「1. 振込先」に必要事項を記入し、「2. 受取名義」に下記例示のとおり「科研費0（機関番号）～」とし、研究機関の長の職名までの受取名義（※2）を記入した上で、本様式を提出すること。なお、金融機関に、本様式の「2. 受取名義」と同一名称で「受取名義」の設定手続きを行うこと。

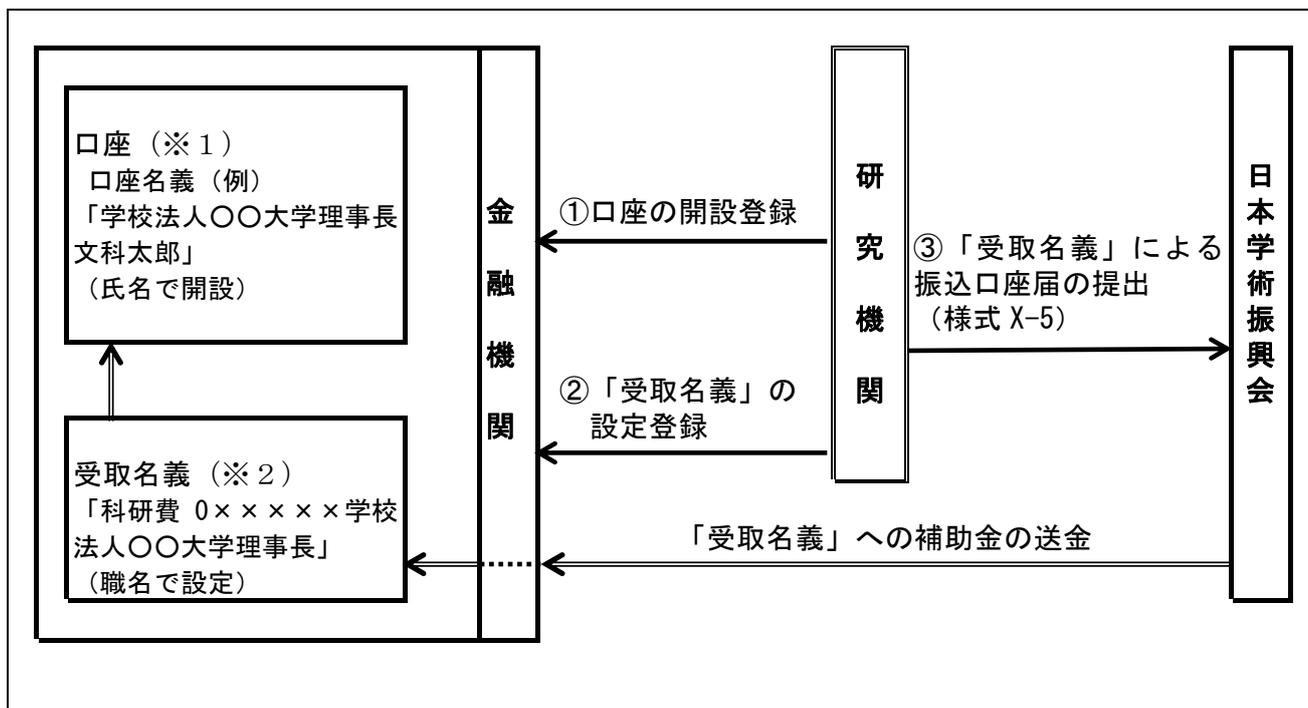
### ②既に振込口座を開設しているが「受取名義」を設定していない研究機関

金融機関へ、本様式「2. 受取名義」と同一名称での「受取名義」の設定手続きを行うこと。

### ③既に振込口座を「受取名義」に変更している研究機関

前年度に日本学術振興会に届け出た口座から銀行名、店名、金融機関番号、店番号、口座番号、預金種類に変更がある場合には、本様式を日本学術振興会に提出すること。

研究機関の代表者が交替した場合など、金融機関に開設している口座名義を変更する場合であっても、受取名義の変更をしない場合は、本様式を提出する必要はないので注意すること。



### ④「所在地」に変更がある研究機関

前年度に日本学術振興会に届け出た研究機関の所在地から変更がある場合には、本様式を日本学術振興会に提出すること。